

条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六十四号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項第一号中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十八条第二項中「の子」の下に「（管理者が定める子を含む。）」を、「もの」の下に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう」の下に「。以下この項において同じ。」、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十八条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

2 改正前の第六条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。